

令和9年度及び令和10年度鳥取県測量等業務入札参加資格における変更基準

本書は、令和8年8月時点において、鳥取県公式ホームページ(とりネット)に掲載しているものであり、今後、必要に応じて掲載内容を更新する場合がありますので、御注意ください。
 また、変更届の様式は、TCAS からダウンロードしてください。
<https://www2.nssinsei.jp/tottori-pref>

測量等業務の入札参加資格を取得されている方で、以下に掲げる事項に該当する場合は、変更届及び該当する書類を添付してTCASにて速やかに申請してください。

変更事項	申請方法等 (TCAS で入力内容を修正し以下資料を添付して申請すること)	備考
	TCAS	
○入札参加資格者(本社情報) ・商号又は名称 ・所在地 ・代表者職氏名	・様式第8号を添付 ・登記事項証明書を添付	代表者変更の場合は役員一覧も修正
・電話番号、ファクシミリ番号	・様式第8号を添付	
○契約等の権限に関する受任者 ・営業所等の名称 ・営業所等の所在地 ・受任者職氏名 ・電話番号、ファクシミリ番号 ・委任権限の変更 ・受任者を新たに設ける場合	・様式第8号を添付 (市町村と合わせて申請している者で使用印鑑届が変更となる場合は添付)	受任者変更の場合は役員一覧も修正
○以下登録の更新・抹消 ・測量業者の登録 ・建築士事務所の登録	・様式第8号を添付 ・登録証等を添付	
○希望業務の追加・削除 (建築関係建設コンサルタント業務のみ)	・様式第8号を添付	
○入札参加資格の取下げ ○希望業種の一部取下げ ○受任者の抹消	・様式第8号を添付	

【注意事項】

- 希望業種(測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務)の追加は、変更届によらず、別途入札参加資格審査申請が必要です。なお、申請時期はあらかじめ定められていますので、御確認ください。
- 会社の合併又は分割、事業の譲渡、組織変更(個人から法人への変更)等があった場合には、資格の承継等の手続が必要となりますので、県土総務課までお問い合わせください。
- 上記変更基準(変更申請が必要なもの)は鳥取県の基準のため、他自治体と合わせて申請している場合は、他自治体の基準をご確認いただいたうえで申請してください。

※TCAS: 鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム